

施行 平成23年 4月 1日

改正 平成24年10月23日

【千葉県信用保証協会 一般事業主行動計画】

1 計画期間

平成23年4月1日～平成25年3月31日

2 内 容

【目標1】

育児介護休業法に基づく育児休業等の両立支援制度全般の周知のため『千葉県信用保証協会 次世代育成MAP』を作成して職員に配布する他、定期的に説明会を開催する。

〈対策〉

→ 『千葉県信用保証協会 次世代育成MAP』を職員に配布する他、年度毎1回説明会を開催する。

【目標2】

時間外労働を削減するため「ノー残業デー」及び「ノー残業ウィーク」を実施する。

〈対策〉

→ 平成23年6月から毎週ノー残業デーを実施する。
毎年度1回ノー残業ウィークを実施する。

【目標3】

職員が育児時間を確保できるようにするため、小学生未満の子を持つ職員が希望する場合に利用できる短時間勤務制度と所定外労働の免除制度を導入する。

〈対策〉

→ 平成23年度に関連規程の改正を行う。
平成23年度に説明会の実施などにより周知を図る。